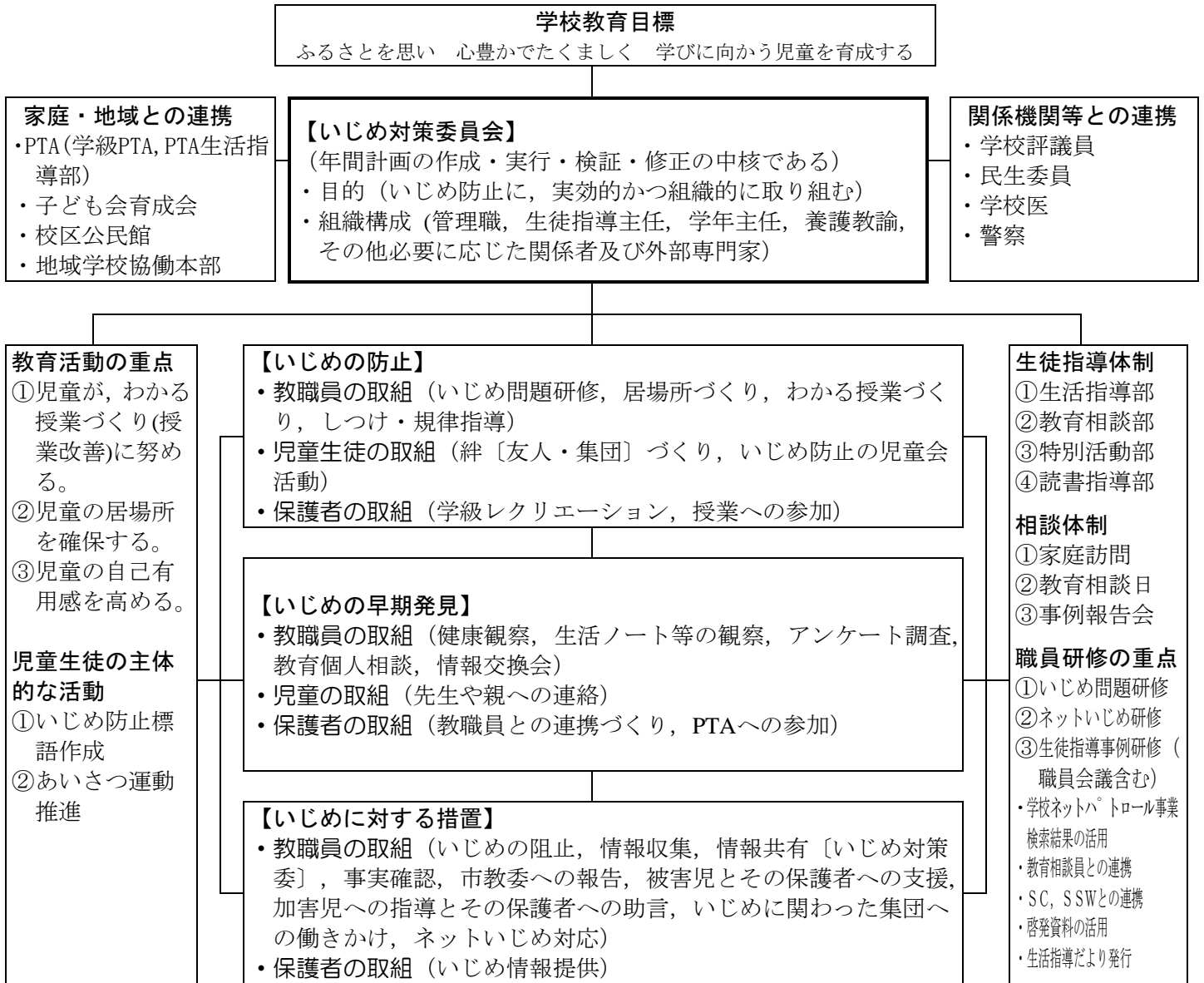


令和8年度 いじめ防止基本方針

(1) 全体構想図



【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修(案)	
4	実態把握 仕組みづくり	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	学校楽しいーと	「いじめ問題を考える週間」の実施 関連した道徳科の授業、SGE	あいさつ運動 (長期休業中を除く)	各教科における指導計画の 確認	個別面談 ひまわり相談旬間	学校基本方針の確認	
5		実態に基づいた対応策の検討					全保護者対象教育相談	具体的な対応の在り方	
6			生活調査	校内人権週間		携帯・ネット利用実態調査	個別面談	家庭との連携の在り方	
7		取組評価アンケートの実施					個別面談		
8		取組評価アンケート集計、取組の検証 2学期の活動計画の検討							取組評価結果から 生徒指導事例研修 情報モラル研修
9	気運づくり いじめをなくす	実態に基づいた対応策の検討	学校楽しいーと	「いじめ問題を考える週間」の実施 関連した道徳科の授業、SGE		学級PTAにおける情報モラル についての話題提供	個別面談 ひまわり相談旬間		
10							個別面談	具体的な対応の在り方	
11			生活調査	校内人権週間		人権標語作成	個別面談	取組評価結果から	
12		取組評価アンケートの実施、集計、 取組の検証							
1	人づくり		学校楽しいーと	「いじめ問題を考える週間」の実施 関連した道徳科の授業、SGE	いじめ防止評 語作成	個別面談 ひまわり相談旬間		具体的な対応の在り方	
2		取組評価アンケートの実施、集計、				個別面談			
3		取組の検証 次年度活動計画案作成							

※「学校楽しいーと」は妙小タイム(朝活)を中心に実施(分析後、気になる児童の聞き取りまで行う)

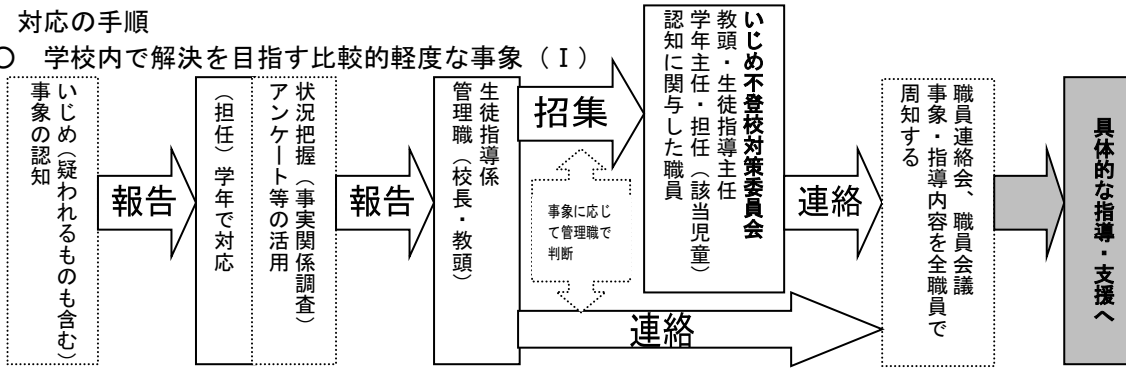
※ 学期始め、妙小タイム(学級の時間等)を中心に構成的グループエンカウンター(SGE)を実施し、よりよい人間関係づくりを通して、いじめや不登校の未然防止に努める。

(5) いじめ発生の対応

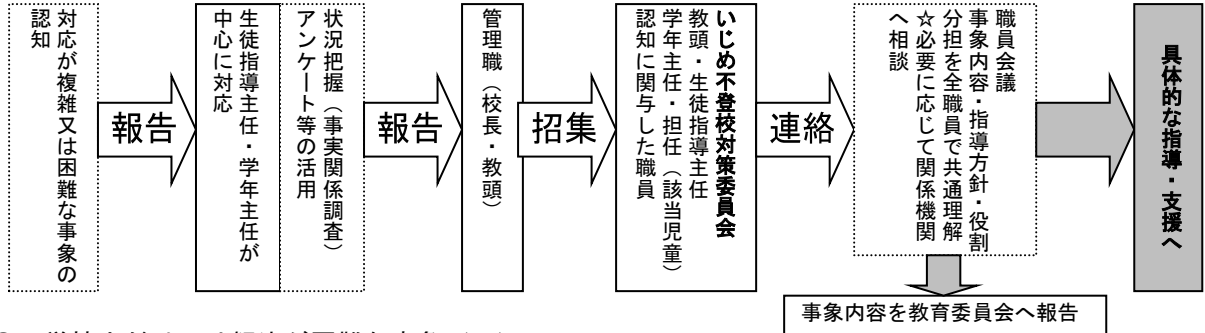
いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・教育相談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、ただちに生徒指導担当者に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。

ア 対応の手順

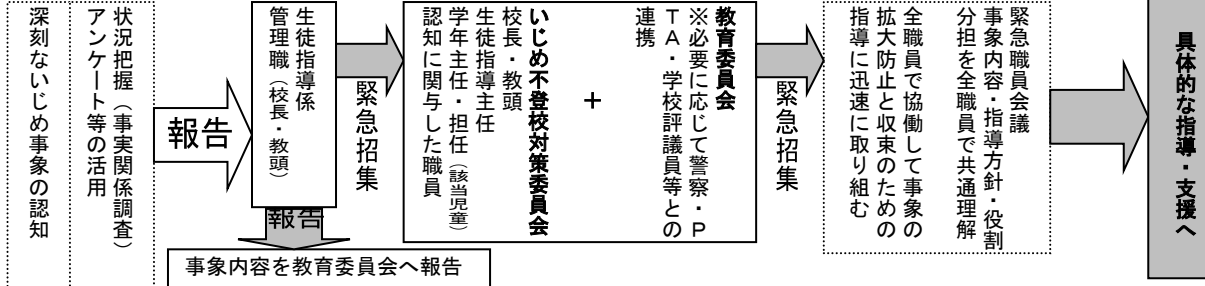
○ 学校内で解決を目指す比較的軽度な事象（Ⅰ）



○ 学校内での解決を目指す、対応が複雑又は困難な事象（Ⅱ）



○ 学校内だけでは解決が困難な事象（Ⅲ）



イ いじめの深刻度の目安

I	・ 一対一の比較的軽度な言葉 ・ からかい 無視 等
II	・ 数名の軽度な言葉、仲間はずれ、無視・蹴る、叩く、足かけ、物隠し等
III	・ 長期間の集団無視、強要 ・ 服を脱がせる等の重度な実害 ・ いじめによる不登校 ・ 怪我を伴う暴力、恐喝、窃盗、強姦、PTSDと診断される、自傷行為、死を語る 等

ウ 具体的な指導・支援

(ア) 児童への指導・支援

	いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して	友人・知人(観衆・傍観者)の児童に対して
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ○ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ○ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。 ○ 自信を持たせる言葉をかける等、自尊心を高めるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。 ○ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。 ○ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。 ○ あおったり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。 ○ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発や潜在化 ・ PTSD、自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者の心理的背景 ・ 加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観衆、傍観者が加害者・被害者に成り得ること

(イ) 保護者との連携

いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。 ○ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ○ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ○ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。 ○ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのようなささいなことでも相談するよう伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ○ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ○ 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。